

つくばみらい市市民協働基本指針（案）に対する意見の内容及び市の考え方

意見提出期間	平成 30 年 12 月 18 日（火曜日）～平成 31 年 1 月 16 日（水曜日）		
意見提出者数	1 名	意見件数	6 件

No	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	総合計画との整合と市民協働の条例化などについて (全体的)	<p>・総合計画のモノからコトへ,しあわせ指数づくりという観点が弱いと思う。</p> <p>また,市民参加条例,市民協働の条例など,法的な整備も指針に加えないと,行政との対等は望めないと思われるので,「協働や参加に対するの条例の整備」を加えていただきたい。</p>	1	<p>■原案どおりとします。</p> <p>○総合計画のモノからコトへ,しあわせ指数づくりという観点について</p> <p>・市民協働指針が担う役割としては,まちづくりに対する意識や考え方を共有し,市民や行政が共に行動に移せる基準を示すことだと考えます。自治会等の地縁活動組織や市民活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指し,もっと住みやすく,安心して暮らせる場所(「生活の質」や「環境の質」を高めていくこと)とするため,みんなが一緒になってまちづくりについて考え,行動していくための指針がこの市民協働指針です。本指針については,「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくための意識づくりの面から貢献する役割があり,市民協働の機運を高めることがコトの充実に寄与するものです。ご指摘のような『総合計画のモノからコトへ,しあわせ指数づくりという観点』は市民協働指針にも十分含まれていると考えております。</p> <p>■原案どおりとします。</p> <p>○市民協働の法的な整備の追記について</p> <p>・市民協働,市民参加の条例化等による法的整備は,市民協働のまちづくりを推進していくためには今後必要であると考えますが,まずは,協働のルールを明示した指針をもとに,協働の共有化を図り,協働のまちづくりの機運を高めていきたいと考えます。</p> <p>・新市街地や既存住宅市街地,農村集落など個々の地区の特性に応じた市民協働の仕組みを構築していくためには,先に条例化をして枠組みを規定するよりも,協働のおおまかな方向性を示した指針に基づき,試行錯誤しながら適切な方法を見いだしつつ,市民協働の実現化を図っていく方が適切ではないかと考えております。</p>

2	策定の趣旨について (1ページ)	<p>・目的が二つ在りますが,市民協働の指針ですので,最初に「行政が担ってきた役割のすべてを担い続けることは極めて難しくなっており,行政の効率性の低下や平等や公平を基本とする行政の役割の限界が指摘され」と,行政の効率性を理由に掲げるのは違うのではないかと。むしろ住民主体のまちづくりを前に掲げることがいいのでは,ここだと「地域の公共的課題の解決を行政任せにするのではなく,自ら取り組もうとする市民やNPO法人なども増えており,市民の発想や想像力,得意分野を生かした活動もみられる状況にあります」こちらを少し変えて前に持ってくるのが,協働の指針からして道理ではないでしょうか。これでは行政の仕事を下請けしてくださいと,頭からいっているように感じます。これだと対等の原則が怪しく思われます。</p>	<p>1</p> <p>■次のとおり修正(下線部分)します。</p> <p>・「これまで担ってきた行政の役割」には,法律や条例に基づく行為などの行政がやるべき領域と,市民と協働してできる領域があるため,ご指摘いただいたとおり,行政の領域の下請けという誤解が生じないような表現で,1,2段落目の文章を下記のように修正します。</p> <p>『2006年(平成18年)3月に～しかしながら,地域社会の高齢化や少子化問題,核家族化等による地域活動の担い手の高齢化や価値観の多様化やライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化など,地域社会を取り巻く環境も大きく変化し,市民ニーズが多様化・複雑化して<u>おり,これまで行政が担ってきた地域社会における課題等を役割のすべてを担い続けることは極めて難しくなっており,行政の効率性の低下や平等や公平を基本とする行政の役割の限界が指摘され,行政だけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。</u></p> <p>そのようななかで,地域の公共的課題の解決を行政任せにするのではなく,自ら取り組もうとする市民やNPO法人なども増えており,市民の発想や想像力,得意分野を生かした活動もみられる状況にあります。』</p>
---	---------------------	---	---

3	市民協働基本指針の位置づけ(総合計画との整合)について(2ページ)	<p>・総合計画の基本構想の中から引用されていますが、まちづくりの基本目標3「連携や協力によって支え合う社会を創る」も加えると分かりやすいと思われます。</p>	1	<p>■次のとおり修正(下線部分)します。</p> <p>・ご指摘の通り、第2次つくばみらい市総合計画の基本目標3を追加します。</p> <p>《基本構想》</p> <p>第3章:まちづくりのデザイン</p> <p>ー ライフデザイン(暮らしづくり構想) (抜粋)</p> <p>これからの市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育を支えていくには、自治体(公共機関)・コミュニティ(地域社会)・非営利の組織(新しい公共)・市場(民間企業)が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。</p> <p>ー ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想) (抜粋)</p> <p>これからの地域社会においては、市民が主体的に地域活動や行政活動に参加し、行政を主体としてきた地域の課題解決の仕組みから脱却し、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる新しい地域社会づくりを目指していく必要があります。</p> <p>第4章:まちづくりの基本目標</p> <p>ー 連携や協力によって支え合う社会を創る (抜粋)</p> <p><u>これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPOなど市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。</u></p>				
4	市民協働の役割分担(活動団体)について(6ページ)	<p>・活動団体には NPO 法人も入れておく方がいいのではないのでしょうか。</p>	1	<p>■原案どおりとします。</p> <p>・NPO法人は、あくまでも法人格を持つ団体の一つの名称ですので6ページの活動団体等に含まれるものとしております。詳細は17ページ「市民協働の主体と活動による効果」において、活動団体等をさらに細かく分類して主体ごとに整理しておりますのでご参照ください。</p> <p>※「市民協働の主体と活動による効果」(17ページ)</p> <table border="1" data-bbox="1019 1189 2101 1340"> <thead> <tr> <th data-bbox="1019 1189 1406 1225">主体名称</th> <th data-bbox="1406 1189 2101 1225">活動による効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1019 1225 1406 1340"> 目的型活動団体 ー NPO法人など、非営利活動を行う市民活動団体 </td> <td data-bbox="1406 1225 2101 1340"> それぞれの団体の持つ活動目的の実現を図るとともに、団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かしながら、まちづくりの課題解決を図ることがきます。 </td> </tr> </tbody> </table>	主体名称	活動による効果	目的型活動団体 ー NPO法人など、非営利活動を行う市民活動団体	それぞれの団体の持つ活動目的の実現を図るとともに、団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かしながら、まちづくりの課題解決を図ることがきます。
主体名称	活動による効果							
目的型活動団体 ー NPO法人など、非営利活動を行う市民活動団体	それぞれの団体の持つ活動目的の実現を図るとともに、団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かしながら、まちづくりの課題解決を図ることがきます。							

5	協働のしくみづくりについて (12ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民やさまざまな活動団体同士の交流の輪を広げ、話し合う場として「(仮称)市民協働市民会議」を立ち上げます。 <p>この「市民協働市民会議」が協働を代表する会という形になると硬直していくとされます。開かれたものにするには、どうするか位置付けを明快にしておくべきと考えます。</p> <p>「まちづくり市民会議」のようにテーマごとに作らないと、うまくいかないのではないかと。</p>	1	<p>■原案どおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)市民協働市民会議」については、つくばみらい市市民協働指針策定に伴う市民懇談会などでのご意見を踏まえ、市民と団体、市民と行政、団体間をつなぐ本市が目指す市民協働の姿を実現させるための場・仕組みづくりとして位置づけております。 ・「(仮称)市民協働市民会議」の運営にあたっては、協働の推進環境づくりや取組状況の評価、本指針の見直しなどをはじめ、協働における協議事項に応じた分科会の開催や分科会の内容に関連した専門家(アドバイザー)の導入なども含めて柔軟な仕組みを今後検討していきたいと考えています。
6	市民協働の基本原則について (14ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となります」ではなく「協働で課題を解決するためには、双方が対等の原則であることが重要となります。」関係ではなく原則と明記が必要。 	1	<p>■次のとおり修正(下線部分)します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働において対等関係は原則論でありますので、ご指摘を参考に下記のように修正させていただきます。 <p>『協働で課題を解決するためには、<u>協働の原則である双方が対等の関係であることが重要となります。</u>上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となります。』</p>